

## 不動産の鑑定評価に関する法律

### 不動産鑑定士等の団体の届出

#### 1. 案内情報

- 手続名 : 不動産鑑定士等の団体の届出  
手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第52条  
手続対象者 : 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする社団又は財団で、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第36条各号に掲げる条件に該当するもの。
- 提出時期 : 社団又は財団の設立の日（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第36条各号に掲げる条件に該当しないで設立された社団又は財団で、同条各号に掲げる条件に該当するに至ったものにあつては、同条各号に掲げる条件に該当するに至った日）から30日以内。
- 提出方法 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第37条第1項各号に掲げる事項を書面で、その事業が二以上の都道府県にわたるものにあつては国土交通大臣に、その他のものにあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出て下さい。
- 手数料 : なし  
添付書類・部数 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。  
申請書様式 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。  
記載要領・記載例 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。

#### 2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。  
受付時間 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。  
相談窓口 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課

#### 3. 手続情報

- 審査基準 : なし  
標準処理期間 : なし  
不服申立方法 : なし